

IP告知端末の回収・撤去について

～しおりんポイント付与申請は9月30日(火)終了～

令和7年4月1日付け「全戸配布」資料にて、ご案内させていただいたとおり、令和7年3月31日で運用を終了した行政情報告知端末(IP告知端末)は、今後、町において、町内事業者が「端末機・附属機械の回収」と「屋外引込線の撤去」を3年間かけて行います。実施の前には、個別にご連絡させていただきます。

なお、回収・撤去費用削減のため、「端末機・附属機械を役場に持参」いただける世帯の方に、「しおりんポイント2,000ポイント」を付与いたします。

詳細は、「全戸配布」資料又は裏面をご確認いただき、可能な方はご協力の程よろしく願いいたします。作業に不安のある方は、今後の町の回収をお待ちください。

なお、悪徳な特殊詐欺にはご注意くださいいただき、ご不安な場合は、役場総務企画課にご連絡ください。



☆回収するもの（役場へ持参いただくもの）

☆IP告知端末機



☆附属機械 光交換機（GE-ONU）・電源等



注意！回収しないもの

（絶対に！ 取り外さない！フタを開けない！線を切らない！）

★地デジテレビ難視聴地域用テレビ放送受信設備 光交換機（V-ONU）



一部の世帯・事業所に
設置されています。

取り外す・フタを開ける・
線を切るなどしてしまうと
地上デジタル放送テレビが
視聴できなくなります。

申請・ポイント付与手続の詳細は、
裏面をご覧ください。

問い合わせ先：総務企画課情報係
電話：01655-4-2511

申請・ポイント付与手続の流れ

- ① ご家庭の、端末機(IP電話)と附属機械(GE-ONU、電源等)を取り外してください。
- ② 上記返却機器、本人確認書類、しもりんポイントカード（※該当世帯の方のものは可）を持ち、**（代理人の場合は、委任状も持参）**
役場 1階 総合窓口 へお越しください。
- ③ 受付窓口で、申請書を提出し、**（代理人の場合は、委任状も提出）** 本人確認書類を提示してください。
- ④ 申請書・本人確認書類等の確認後、審査で認められた場合、しもりんポイントカードへ、ポイントを付与します。**（対象：下川町に住民票のある個人）**

回収についてのQ&A

Q 公営住宅、アパート、借家に住んでいる場合には、入居者が、役場へ持参して申請してよろしいですか。

A はい。入居者の方が、持参・申請してください。

（「入居者の方の」しもりんポイントカードを持参）

注意点としては、借りている住宅の場合は、特に、**町への返却機器以外のものは、住宅のものを取り外さないよう、町へ持参されないよう、ご注意ください。**

Q 所有・管理している空き家、空き室の返却機器は、どのようにしたらよろしいですか。

A 個別で、対応についての確認をいたしますので、事前に、役場総務企画課へお問い合わせください。

お問い合わせ

下川町役場 総務企画課 情報係
TEL：01655-4-2511（内線222・224）